

設計等委託における総合評価方式について

- (1) 総合評価方式の実施状況
- (2) 制度設計の方向性

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 年度別契約件数

- 総合評価方式の契約件数は増加傾向にある
- 適用は「土木設計」「測量」が多い

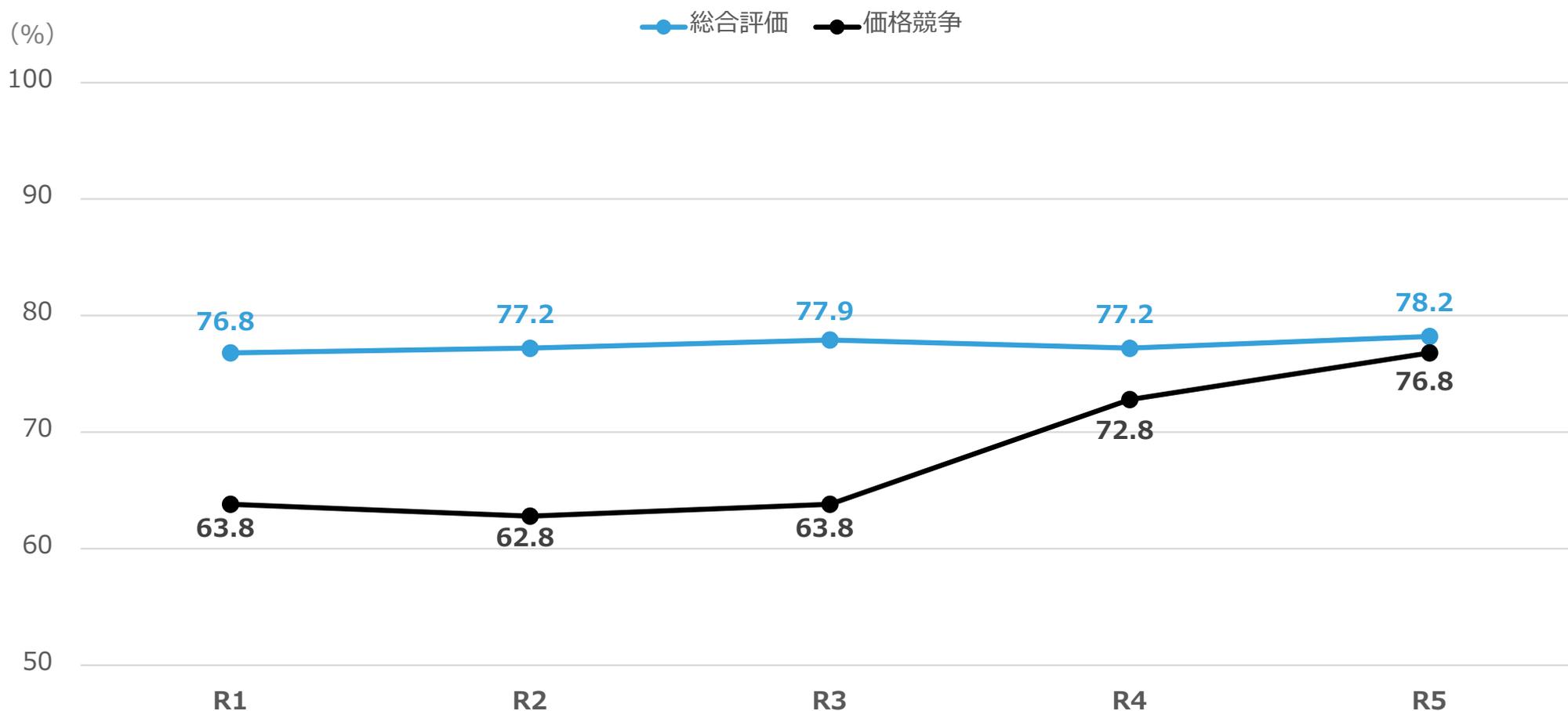
| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 建築設計 | 1 | 3 | 2 | 18 | 10 |
| 設備設計 | 0 | 1 | 0 | 2 | 6 |
| 土木設計 | 20 | 122 | 156 | 143 | 163 |
| 測 量 | 21 | 56 | 68 | 100 | 108 |
| 地質調査 | 5 | 26 | 23 | 49 | 61 |
| 合 計 | 47 | 208 | 249 | 312 | 348 |

※ 予定価格100万円超の競争入札案件。知事部局データ（公営企業3局は含まない）

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 平均落札率の推移

- 価格競争と比較し総合評価方式の平均落札率は高い
- 価格競争も最低制限価格制度の試行・本格導入により平均落札率が上がってきている

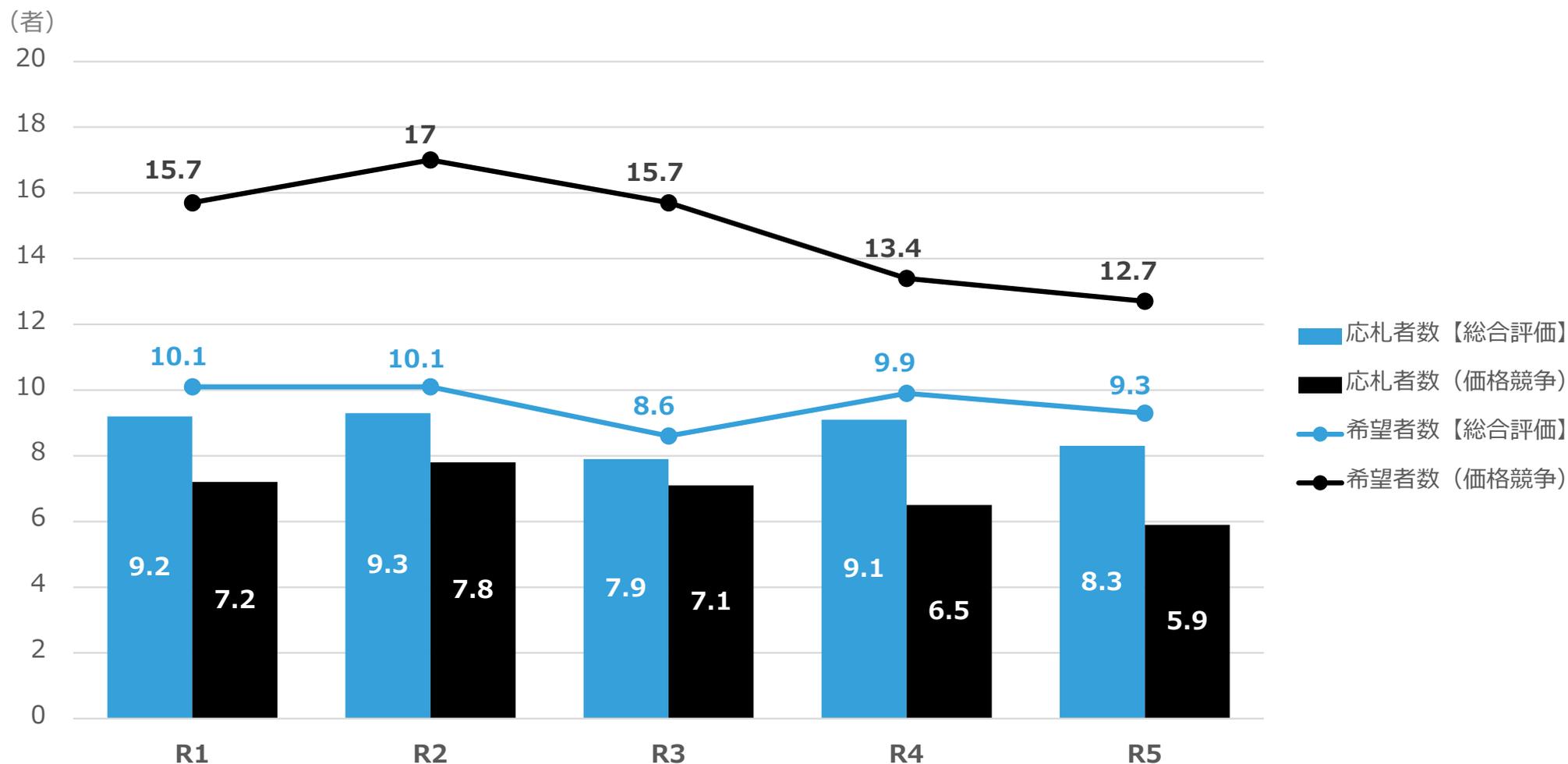


※ 予定価格100万円超の競争入札案件。知事部局データ（公営企業3局は含まない）

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 年度別平均希望者数・平均応札者数

- 価格競争と比較し総合評価方式は希望者が少ない反面、応札者数は多い（入札辞退が少ない）
- 平均応札者数はおおよそ8～9者であり競争性が確保されている

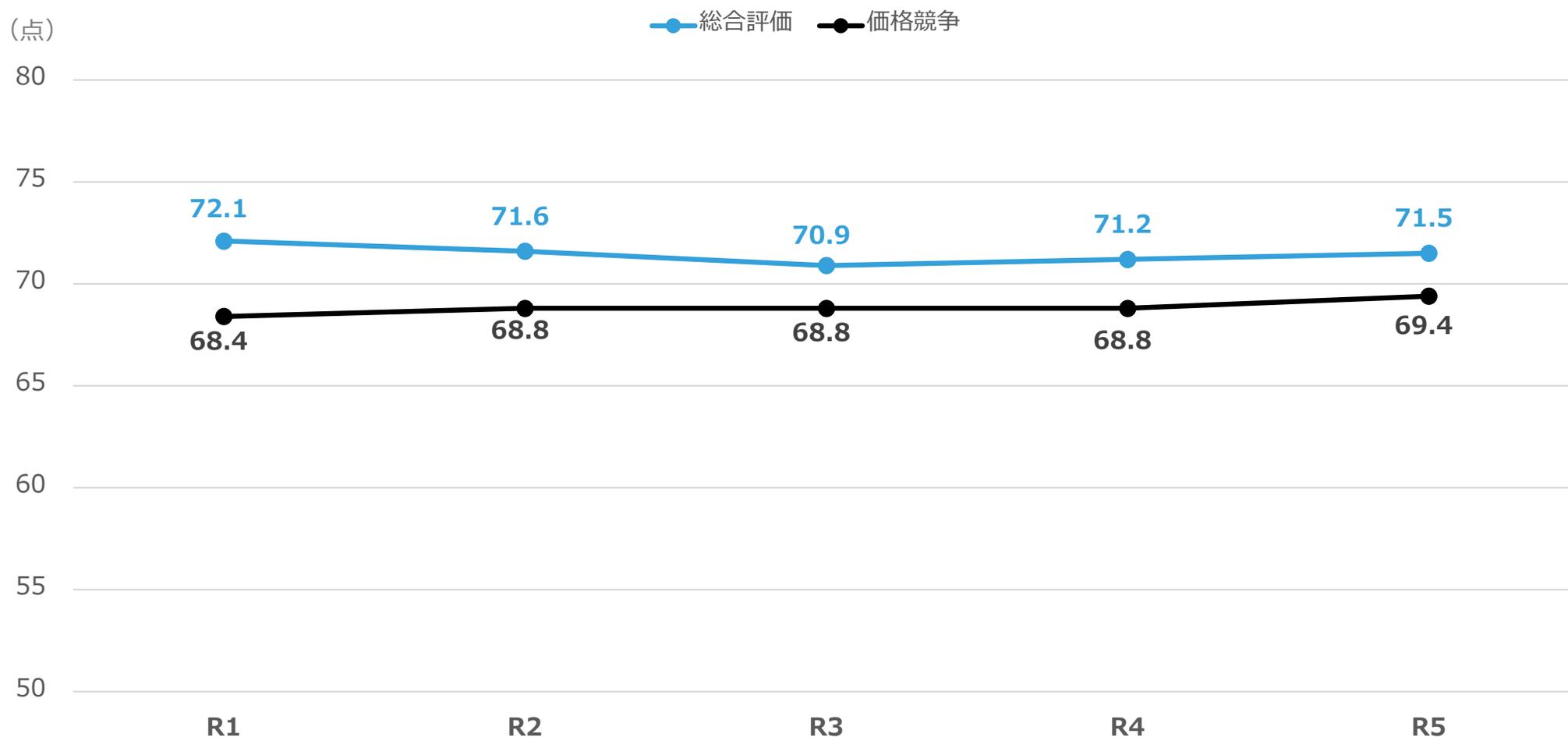


※ 予定価格100万円超の競争入札案件。知事部局データ（公営企業3局は含まない）

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 成績評定の平均点の推移

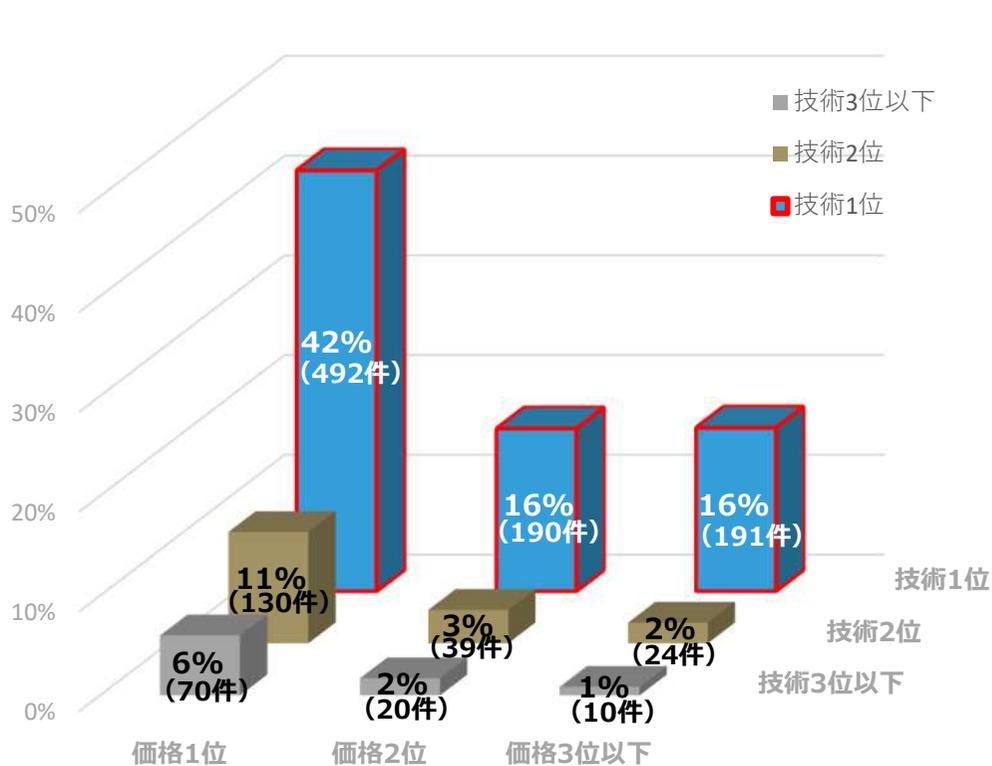
- 総合評価方式で発注した案件の方が、成績評定の平均点は約2.6点高い
- 年度によって大きな差は見受けられない



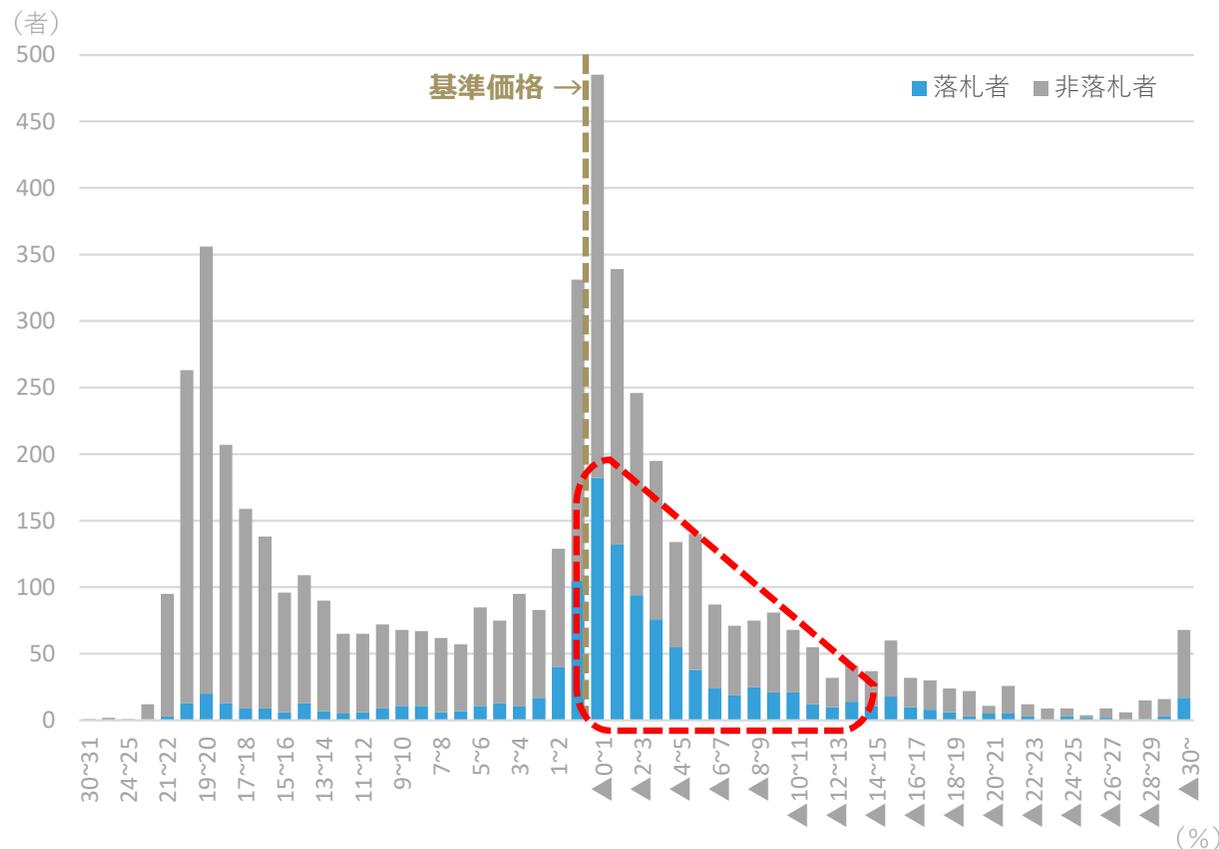
※ 予定価格100万円超の競争入札案件。知事部局データ（公営企業3局は含まない）

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 応札状況の分析①



技術点・価格点順位からみた落札者の状況



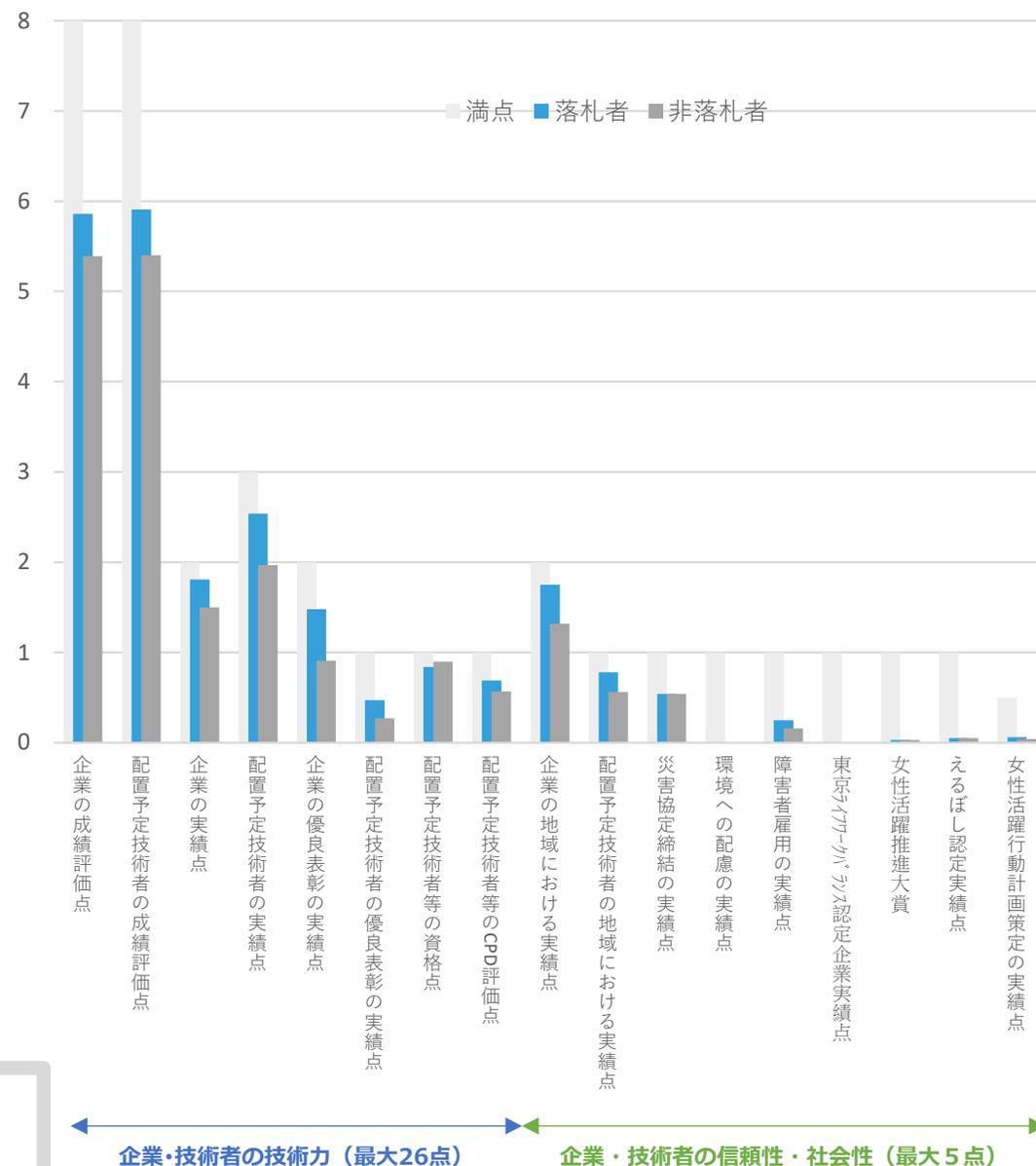
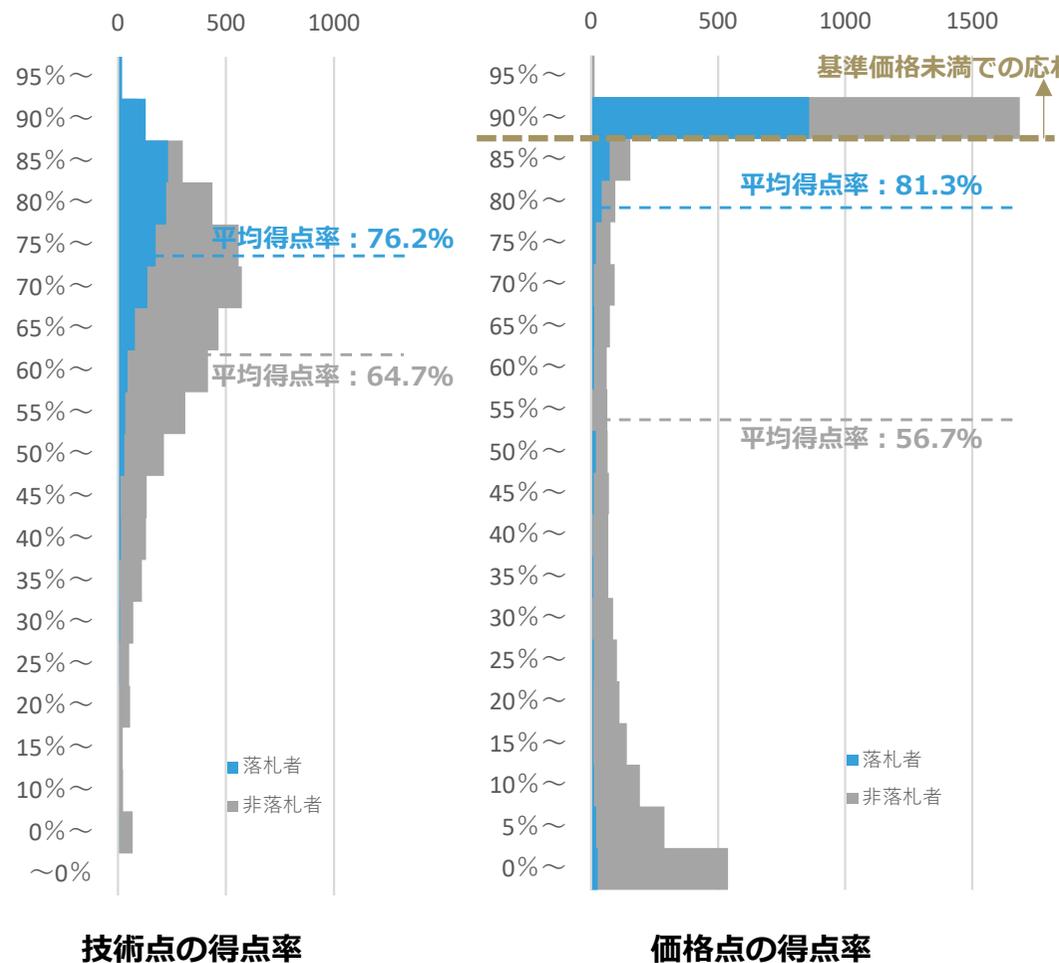
入札価格と基準価格の差額が予定価格に占める割合(乖離度)の分布

- 技術点1位の事業者が落札する割合は約75%
- 基準価格付近の応札が最も多い一方、落札者は基準価格を下回る傾向が強い(約70%が基準価格未済)
- 基準価格～予定価格の範囲での応札の場合、多くは落札が困難な傾向が強い(非落札者が約88%)

➡ 技術点の高い者が落札する傾向がある一方、基準価格を下回る低価格での落札が多い傾向

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 応札状況の分析②



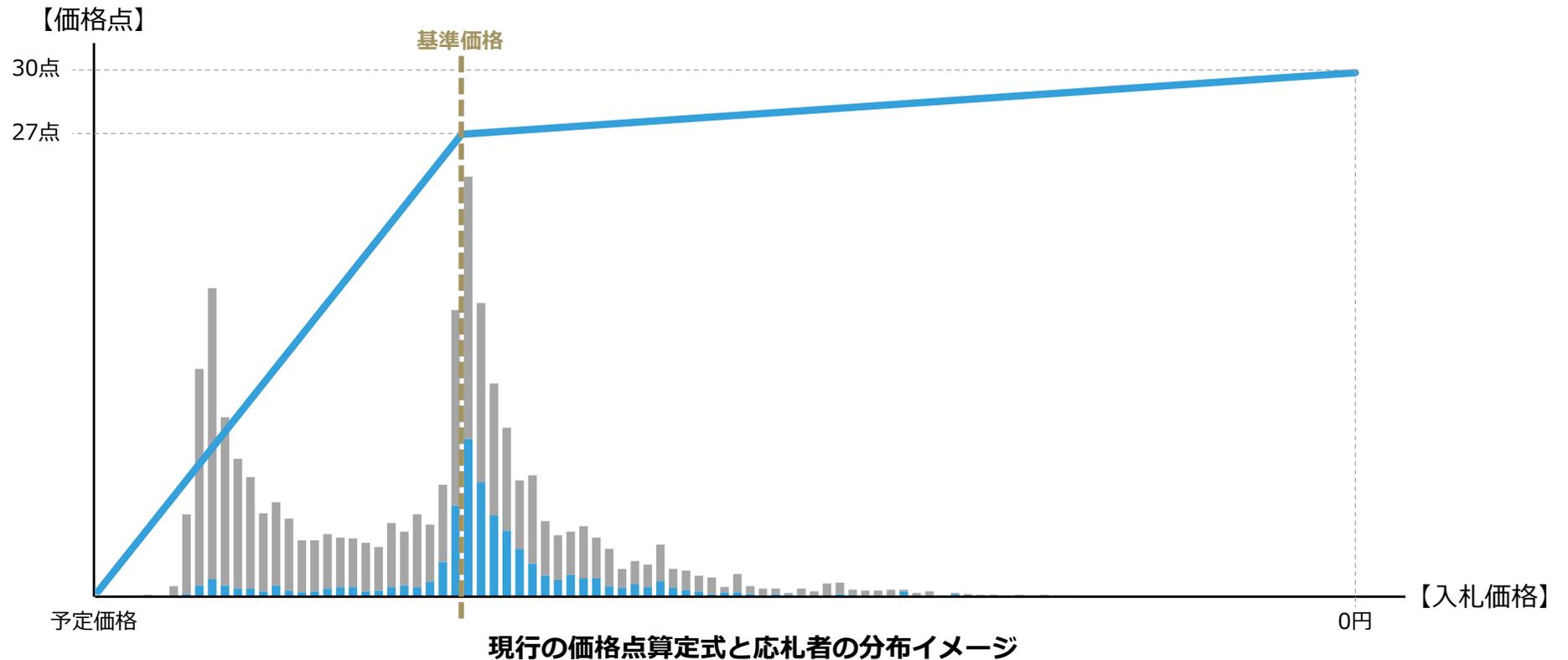
- 技術点は応札者ごとに一定の差がある
- 企業や技術者に関する実績の評価項目で差がついている
- 価格点は基準価格未満の応札 (90%以上) が多い

➡ 技術点は概ね適正に運用されていると考えられる

技術点 (評価項目別) の得点状況

(1) 総合評価方式の実施状況

□ 現行の価格点算定式の分析



- 予定価格から基準価格に向けて価格を下げると価格点が増大、**基準価格未満においても僅かではあるが増大**
- そのため、**当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある基準価格を下回る応札に対しても一定のインセンティブあり**

(2) 制度設計の方向性

□ 見直しの背景

品確法

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

▶ 設計等委託においても、工事同様に取り組んでいくことが求められている

価格競争

最低制限価格制度の本格実施

▶ 令和2年度からの試行開始、その後の適用対象拡大を経て、令和5年10月より、全ての価格競争において最低制限価格制度の本格実施を開始

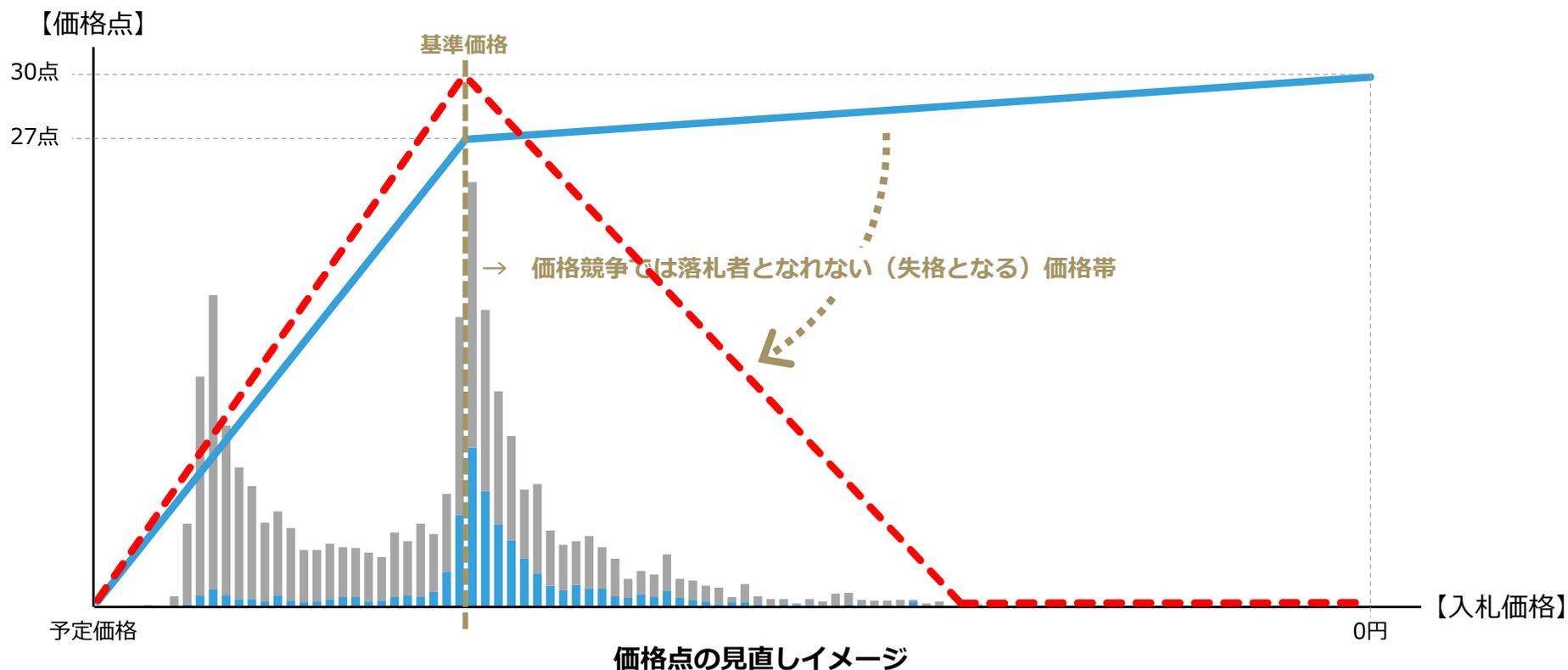
▶ 最低制限価格は工事同様、国の調査基準価格の算定式を準用

➡総合評価方式においても、工事同様、さらなるダンピング受注の防止の徹底が必要

(2) 制度設計の方向性

□ 見直しイメージ

- 価格競争における最低制限価格制度の本格実施を踏まえ、基準価格以上の応札を評価
- 基準価格未満での応札については、僅かではあるもののインセンティブのある現行算定式を見直す



➡引き続き経済性を評価しつつ、ダンピング受注の防止策をより強化